

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律

規制の名称：子の看護休暇制度及び介護休暇制度の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：雇用環境・均等局職業生活両立課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

今般、事業主が労働者からの申出があった場合に取得させなければならない子の看護休暇（取得日数の限度は1年度に5日（子が2人以上の場合は10日））について、子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合を対象に追加するとともに、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大する。本規制を新設しない場合、感染症が今後蔓延し、小学校等が一斉休校となった場合等に、多くの保護者が欠勤・離職せざるを得ない状況に繋がる可能性が想定される。

また、子の看護休暇及び介護休暇（取得日数の限度は1年度に5日（対象家族が2人以上の場合は10日））について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき対象から除外できる仕組みを廃止する。子の看護や行事等への参加等のニーズ及び通院等の日常的な介護のニーズは勤続年数にかかわらず存在するため、労働移動に中立的な制度とする等の観点からも、継続して雇用された期間が6月未満の労働者についても制度を利用可能とする必要があり、本規制を新設しない場合、労働者の欠勤・離職せざるを得ない状況に繋がる恐れ、再就職や転職等の抑制に繋がる恐れがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現行制度の下で、子の看護休暇の対象となる子の年齢を法律上の義務が課されている小学校就学前の子としている事業主が8割を超えている現状に鑑みれば、法律上看護休暇を取得させる義務が課される子の年齢を引き上げることが必要である。

また、長期的に利用できる育児・介護休業制度や所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置等と比較して、単発で利用できる休暇は事業主負担が小さいことなどを踏まえると、子の看護休暇及び介護休暇においてのみこの仕組みを廃止することが妥当である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

事業主において、労務管理システムの改修等に要する費用や当該休暇の取得者が出た場合において、当該者分の労働力を補うための人件費が生じる可能性があると考えられる。

【行政費用】

国において、当該制度について事業主に周知するための費用が発生することとなる。また、法令違反を行った事業主に対して助言、指導、勧告等を行うための費用が発生することとなる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の拡充のため該当しない。)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

希望に応じて男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会の実現や、出産・育児による労働者の離職を防ぐことによる労働力の確保、労働移動の阻害要因の低減などが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果（便益）について、具体的な額を金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の拡充のため該当しない。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

単発で利用できる子の看護休暇及び介護休暇は事業主負担が小さく、法律上有給とすることまでを義務付けていないことから、本見直しに伴って事業主に追加で発生する費用は少ないと考えられる。一方で、本見直しによって、希望に応じて男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会の実現や、出産・育児、介護による労働者の離職を防ぐことによる労働量の確保、労働移動の阻害要因の低減などが期待されることにより、こうした便益は、見直しにより生じる費用を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

- 代替案としては、現状対象とされていない年齢の子や取得事由、労働者における休暇の取得について、企業において取得を認めることを努力義務とすることが考えられる。
- この場合、努力義務への対応が各企業に委ねられることになり、取組の実施に事業者間で差が生じ、その効果が限定されることとなる。
- このことから、代替案と比べ、改正案が妥当であると考えられる。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

- 労働政策審議会建議「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」（令和5年12月26日第66回労働政策審議会雇用環境・均等分科会）において、次のとおり記載されている。

I はじめに

（略）

- また、コロナ禍で小学校等の一斉休校等に伴い、多くの保護者が休暇を取得せざるを得なかったことなどを踏まえ、こうした休暇のニーズへの対応も求められている。

（略）

II 必要な措置の具体的内容

1 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

今後の子の年齢に応じた両立支援については、労働者のニーズやこれまでの法制度の見直し、現下の社会情勢等を踏まえて、

（略）

- ・ 子が小学校に就学してから小学校3年生修了時までは、子の病気や感染症による学級閉鎖等のような状況下で休暇を取得できることが必要と考えられるため、以下のように見直すことが適当である。

(3) 子の看護休暇制度の見直し

○ 取得事由

- ・ 感染症に伴う学級閉鎖等や子の行事参加（子の入園式、卒園式及び入学式を対象）にも利用できるようにすることが適当である。
- ・ 取得事由の拡大に伴い、名称を「子の看護等休暇」に見直すことが適当である。

○ 子の対象年齢

- ・ 請求できる期間は、子が診療を受けた日数の状況等を勘案して、小学校3年生修了時までとすることが適当である。

○ 取得可能日数

- ・ 子の病気のために利用した各種休暇制度の取得日数等の状況等に鑑み、現行の日数（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）を維持することが適当である。

○ 勤続期間要件の見直し

- ・ 子の看護や行事等への参加等のニーズは勤続年数にかかわらず存在するため、労働移動に中立的な制度とする等の観点からも、継続して雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定によって対象から除外する仕組みは廃止することが適当である。

4 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

(3) 介護休暇

- 日常的な介護ニーズは勤続期間にかかわらず存在することから、労働移動に中立的な制度とする等の観点からも、継続して雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みは廃止することが適当である。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標等の設定は困難。